



秋の交通安全運動街頭啓発

— 9月27日 セイコマーチ島牧前 —

— おもな内容 —

▶ 第3回定例会

行政報告 …………… 2～3ページ

審議した議案 …………… 3ページ

審議した議案と内容 …………… 3～4ページ

一般質問 …………… 4～6ページ

意見書 …………… 7～8ページ

第3回村議会定例会

平成16年第3回村議会定例会は9月16日に招集され、会期を9月17日までと決め、議長の諸般報告のあと、村長の行政報告があり、引き続き一般質問、各議案の審議を行い、平成15年度の各会計歳入歳出決算の認定は、決算審査特別委員会に付託（閉会中の継続調査）し、同日16日閉会しました。

行政報告

一、指定寄附について

去る七月二十三日、丸紅株式会社が百%出資のはまなす風力発電株式会社より、地域振興に役立てて欲しいと百万円の指定寄附がありました。

はまなす風力発電からの寄附は、平成十二年度島牧ウインドファーム竣工時から、今回で五回目、五百万円の寄附をいただいております。深く感謝するとともに、寄附の意思にかなうよう、地域振興基金に積み立てして、今後の地域振興のために有効活用することになりましたので報告します。

二、台風十八号による被災状況について

九月八日未明から北海道に接近した台風十八号の最大瞬間風速は寿都測候所で三十五mを記録し、各地で大きな被害をもたらしました。

当村の状況は、最も被害が大きかったのが賀老地区で、強風による倒木のため滝見道路、ぶな原生林遊歩道が通行不能となり、また、休憩所屋根及び基礎が破損しました。

水産関係被害は、漁協施設で一部損壊が厚瀬作業保管施

設及び荷捌所、千走共同作業所及び荷捌所、歌島巻上機小屋が確認されています。

その他、茂津多トイレのソーラー全壊、簡易トイレ破損、防犯灯の破損、公有建物のガラス破損、漁り火温泉物置全壊、運動公園の倒木、林道の倒木等です。

また、民間の住宅及び車庫、物置にも被害が及んでいます。いずれにしても、現在調査中のものも含め被害金額がまとも次第、復旧に係る補正予算を専決処分により取り進めたいと思っております、よろしくお願いします。

三、道立寿都病院のその後の経過について

道立寿都病院の廃止問題は、四月の臨時議会で行政報告しましたが、当初、寿都町では無床の診療所として運営していく方針でした。

村としては、救急医療を考えたときに夜間、土・日祝祭日の救急体制が問題となることから、七月九日に議長と道立病院管理室へ出向き、島牧村の救急体制を考えたとき寿都町よりも影響が大きいため、道立寿都病院として一年でも長く存続するよう要望してき

第3回村議会定例会出席者状況

(開会・平成16年9月16日)

氏名		開催日
<p>◎出席議員</p> <p>議席番号</p> <p>① 伊藤 真一</p> <p>② 白石 史男</p> <p>③ 中田 仁裕</p> <p>④ 長尾 裕彦</p> <p>⑤ 高島 紀彦</p> <p>⑥ 石川 治則</p> <p>⑦ 佐藤 伴則</p> <p>⑧ 白杵 豊</p> <p>⑨ 濱野 勝男</p> <p>⑩</p>	<p>◎村出席者</p> <p>村 長 藤 田 章</p> <p>助 役 (空 席)</p> <p>総務経済部長 北 島 一</p> <p>総務課 長 藤 井 英 夫</p> <p>企画観光課 長 野 崎 泰 生</p> <p>住民課 長 藤 川 茂</p> <p>健康福祉課 長 山 田 康 次</p> <p>水産農林課 長 大 西 敏 夫</p> <p>建設水道課 長 池 田 純 二</p> <p>出納課 長 笹 谷 勝 博</p>	16日
<p>◎農業委員会出席者</p> <p>事務局長 鶴 間 裕 康</p> <p>教育次長 中 野 勝 美</p> <p>教 育 長 藤 澤 克</p>	<p>◎教育委員会出席者</p> <p>全 員 出 席</p>	
<p>◎議会事務局</p> <p>事務局長 政 修 司</p>		

ました。

その後、七月二十七日に道立病院管理室の担当者として寿都町の担当者が来庁し、当初の方針を変更し有床の診療所として運営していくとの説明を受けているところです。

以上、道立寿都病院のその後の経過として報告します。

四、原歌郵便局について

原歌郵便局については、郵政より配置調整局の一つとして平成十七年三月末で廃止するとの申し出を受けておりません。

村としては、住民の利便性を考えたとき廃止の影響は図り知れないと判断し、現在のままで存続するよう強く要望している状況です。

議会には状況の変化があれば、その都度お知らせします。

五、風力発電事業について

歌島・植原地区における風力発電事業の実施について可能性調査をしてきましたが、このたび北電側で受電可能な電力量に関する通知がありました。

内容としては、申請予定規模に対して約五十％程度しか受電できない旨の内容でした。この通知を受け技術的支援

を受けています丸紅株式会社などと協議した結果、採算性が望めないことから、このたびの北電が募集する地方公共団体には応募を見合わせることにしました。

今後、平成十九年度を目途に北電買取枠の見直しが行われること、八月から行われている歌島・植原地区での風況調査の結果が得られること、グリーン証券売電単価が判明することなどから、改めて検討したいと存じます。

六、村営漁り火温泉について

漁り火温泉施設の民間経営に向けて、六月二十三日から七月二十日を期限に購入希望者の募集を行った結果、応募するものがおらず不調に終わりました。

応募できない理由としては、泉温が低いため多額の加温経

費が必要であること、処分予定価格が高いこと、揚湯設備の容量設定が困難なことなどでありました。

応募期限については七月二十日で終了していますが、昨今マスクミ報道されています。温泉の不当表示問題を契機に、村内業者から、改めて応募を検討したいとの問い合わせがきています。

については、第一回募集の際に独自案を提案された方もいますが、この際当初条件により事業提案の再募集を行い、推移を見てみたいと存じます。本件は、長期にわたり方向性を見出せない状況が続いていますが、最適な方針を選択したいと考えてのことです。ご理解を賜りたいと存じます。

審議した議案と内容

選

挙

▼選挙第一号

選挙管理委員及び補充員の選挙

【内容】現在の委員及び補充員が九月三十日で任期満了となるため、地方自治法の規定により議会で選挙するもの。

審議した議案

選挙第一号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
認定第一号 平成十五年度一般会計歳入歳出決算の認定

認定第二号 平成十五年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第三号 平成十五年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第四号 平成十五年度老人保健特別会計歳入歳出決算の認定

認定第五号 平成十五年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

議案第一号 教育委員会委員の任命

議案第二号 教育委員会委員の任命
議案第三号 平成十六年度一般会計補正予算(第三号)

議案第四号 平成十六年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)

議案第五号 平成十六年度簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)

議案第六号 平成十六年度介護保険事業特別会計補正予算(第二号)

報告第一号 株式会社アバローネの経営状況の報告
意見案第一号 道路整備に関する意見書

意見案第二号 郵政民営化反対に関する意見書
意見案第三号 ウイルス性肝炎対策を求める意見書
閉会中の継続調査(議会運営委員会)

当選した選挙管理委員及び
補充員（敬称略）

委員

天間 巖 久慈久良

木村 功 中山兼二

補充員

伊藤 誠 和田定和

若山寿夫 竹田 正

決算認定

▼認定第一号～認定第五号

平成十五年各会計歳入歳
出決算の認定

全議員による決算審査特別
委員会を設置し、これに審査
を付託して閉会中の継続審査
としました。

人事案件

▼議案第一号

教育委員会委員の任命

【内容】現委員長坂良幸氏が
十月十五日で任期満了となる
ため、同氏を再任命するもの。
◎審議の結果

…全員賛成で原案同意

▼議案第二号

教育委員会委員の任命

【内容】十月十五日で任期満
了となる現委員内藤究氏を、
他の委員の辞任に伴い後任委

員に任命するもの。

◎審議の結果

…全員賛成で原案同意

※これにより、本年十月十六
日から教育委員会委員は現
在の四人から三人体制とな
ります。

補正予算

▼議案第三号

平成十六年度一般会計補正
予算（第三号）

【内容】普通交付税額の確定、
制度改正による児童手当の追
加、議員辞職、職員退職によ
る人件費の減額他
六百六十五万五千円減額
◎審議の結果

…全員賛成で原案可決

▼議案第四号

平成十六年度国民健康保険
事業特別会計補正予算（第
一号）

【内容】平成十五年療養給
付費交付金清算による返還金
七十一万三千円追加
◎審議の結果

…全員賛成で原案可決

▼議案第五号

平成十六年度簡易水道事業
特別会計補正予算（第一号）

【内容】国道防災工事に伴う

元町地区配水管布設替工事費
の追加他

…百万四千円追加

◎審議の結果

…全員賛成で原案可決

▼議案第六号

平成十六年度介護保険事業
特別会計補正予算（第二号）

【内容】平成十五年補助金
等の清算による返還金
四百四十六万六千円追加
◎審議の結果

…全員賛成で原案可決

報告

▼報告第一号

株式会社アパローネの経営
状況の報告

【内容】株式会社アパローネ
への村の出資額が、同社資本
金総額の二分の一を超えるた
め、地方自治法の規定により
議事に報告されたもの。

村長

観光ごみに対する対応策で
すが、啓発啓蒙活動として不
法投棄の多いごみステーションに「指定袋以外の搬入禁止」、
観光地周辺に「ごみ不法投棄
禁止」看板を設置し、ごみ処
理に関する注意を喚起してい
ます。

観光地のごみ箱に関しては、
設置期間の短縮と収集回数を
減らして、今後の状況を見な
がら全量持ち帰り方式を検討
していきます。

成果については、住民に関
しては分別作業の習熟度が向
上し、未収集となるものは大
幅に減少しています。しかし
観光客等の村外の者による不
法投棄ごみは後を絶たない状
況で、継続的な啓発啓蒙活動
が必要と思われまます。

懸案でした観光地排出ごみ
の有料化等については、先進
地事例などを参考に検討した
結果、管理体制の維持に多く
の経費を要することや観光利
用区域の制限に伴う入り込み
客の拡散など、派生する問題
もあり実施が困難と判断され
ます。

つきましては、観光排出ご
みは、現行体制を基本に収集

一般質問

第三回村議会定例会での一般質
問の内容と理事者側の回答要旨を
ご紹介します。

今回の質問者は三名ですが、掲
載にあたっては、主に通告事項を
中心にまとめました。

佐藤 議員

一、観光ごみの問題

村民のごみ分別、有料化は定着してきたようですが、昨
年も九月定例会で観光客のごみ問題についておたずねした
際に、藤田村長になって初めて観光ごみの問題について前
向きな回答をいただきました。

その内容は、平成十六年度に向けて抜本的に対応を見直
し、対応していただけるとの内容でしたが、どのように対
応策を講じて、どのような成果があったのかお知らせくだ
さい。

せざるを得ませんが、観光入
り込み地区に発生している諸
問題については、地域の方々
と関係して対処していきたい
と思いますのでご理解願いま
す。

佐藤 議員

二、原歌郵便局の廃止問題

長年、原歌地区のみならず、村内西部地域の中核的役割
を果たしてきた原歌郵便局の廃止問題が出てきているよう
に聞いています。

住民の利便性や五十キロに及ぶ当村の実情を考えたとき、
存続要望を全村的な規模で対応していくべきと考えますが
いかがでしょうか。

村 長

行政報告で申し上げたとお
り郵政より配置調整局の一つ
として平成十七年三月末をもっ
て廃止するとの申し出を受け
ています。

村としては、地域住民の
金融機関として長年親しま
れて来たこと、また、高齢
者の多い本村で住民の利便
性を考慮したとき、廃止の
影響は図り知れないと判断
し、全村的実情を考慮し、
現在のまま存続するよう強
く要望しています。

今後、北海道郵政局より
なんらかの説明があると思
いますので、状況の変化が
あれば、その都度お知らせ
しますのでご理解願います。

今後は、北海道郵政局より
なんらかの説明があると思
いますので、状況の変化が
あれば、その都度お知らせ
しますのでご理解願います。



原 歌 郵 便 局

再質問

残していただけるように要
望していくのはもちろんです
が、現在国会において内閣決
議がされて、これから審議が
されようという状況です。

私も数名の方から聞いてみ
ましたが、現実的に存続は厳
しい状況にあるということ
を聞いています。

しかし、村長が申されたよ
うに、五十キロに及ぶ地理的
な条件、それから高齢化が益々
進むということになりますと、
住民へのサービスが大きく低
下してしまうということに成
りかねないと思いますので、
もし今の形で残らなければ今
の内から簡易局も含めて検討
をしておくべきではないかと
考えます。

いずれにしても何らかの形
で郵便局が残るような対応を
したいと思っています。

長尾 議員

一、空き住宅、土地等の調査について

八月に村内配布されたチラシで、村外からの移住者のた
めの空き住宅、土地等の情報を求めていましたが、現況は
どうなのか。

また、移住を希望している方々の定住の可能性はどの位
あるのか伺います。

村 長

調査の目的については、島
牧村に移住を希望している方
からの問合せに対し、空き住
宅や遊休地情報を提供するた
めの基礎調査です。

現在の登録状況は、土地に

今の内から二重三重に考えて
いただきたいと思いますので
よろしく願います。

村 長

先程も申しましたとおり、
今のところは十七年三月末に
廃止したいという申し出です。
私共としては今のままで存続
してほしいと要望し、その結
果がまだ来ていません。
その結果が来ない内から、
簡易郵便局を云々ということ
は言わない方が、村にとって
の利益があるのではないかと
思っています。

その結果が出てから検討し
たいと思います。

供していきたいと思っています。
また、調査結果については、
住民にも同様に情報提供する
予定です。

再質問

以前から一般質問で考え方
を伺っていますが、民間の空
き住宅・土地等の情報も大事
な事かと思いますが、それと
あわせて村の未処理の土地、
登記上の現況と食い違ってい
る部分の土地の未処理、それ
らの整理や村有の遊休地の活
用などあわせて進めて、少し
でも村外から島牧に住みたい
という方を募っていただきたい
い。

それと、春に大分期待して
いたのですが、島牧に来て農
業をやりたいという若い方が
おられて、これは有望だと思っ
ていましたが、最近耳にした
ところによると、今回の住宅
や土地の問題で、その方は島
牧に大分未練があったのです
が現状とすれば黒松内に住ま
われた。

村としての定住促進、宅地
造成なり基本的な構想がきち
んと出来ているのか。

それは、先達からも言われ
て、ずっと村側の取り組みを
注意して見てきているつもり

ですが、何か基本的な構想がない。行き当たりばったりで、結果的には村外から移住の希望があっても応えるだけの対応が出来ないのではないかというところを感じてならないわけです。

そのへんの考え方を伺います。

村長

土地の未処理の件ですが、以前から手は掛けています。まったく進んでいないということではありません。

古いものですから、家族の戸籍の関係などもあり時間がかかっています。

また、土地の提供ですが、村内に住んでいる方でも住宅地が欲しいという話も聞きます。

したがって今年度村有地を住宅用地として提供します。それに係る経費については、この後の補正予算に出てきます。

今回提供する土地については、四区画に分けて、村内の居住者のみという条件で販売する予定です。

村外からの移住希望者が、農家をやりたいという話は聞いています。その方について

は、村側も空き住宅を提供するというところで話しています。その後の経過は、まだ聞いていませんので、後ほど担当から聞いてみたいと思います。

空いている住宅は、そういう方には提供する予定ですので、別に空いているところを貸さないということはありません。

再々質問

わが村の産業を考えると、昨今の農業・漁業からの物産の流通を考えても、これらの価値はもっと高められてきた中で島牧に農業・漁業をやりたいから入って来たいという方に、道内のある町村では住宅に対しては七十万円、家具購入には二十万円応援するとかそのようなかたちもありますので、そこまでいかなくても、もし来たいという方が

いれば今以上に積極的に対応して是非定住していただけるように前向きに進めていきたいと思えます。

村長

今までも、漁業や農業に関して来たいという方に情報を提供して、住宅も提供する考えでいました。

ただ、今移住を申し込んできても住宅に関しては、それなりにきちんとした住宅を求められます。そのへんが今困っているところなんです。

今回、土地を分譲して家を建ててもらおうというの、そのように進めていけば、家を建てたら公営住宅もいくら空いてくると思います。

公営住宅でしたら、住むのに支障は無いと思います。そのような考え方で進めていきますのでご理解賜りたいと思います。

白石議員

一、消火栓の設置について

先日、村内で火災が発生しましたが、幸い大事に至らなかったのは、付近の住民がすぐ消防に一報を入れ、消防車の到着まで消火栓からの放水を行うなど一連の連携プレーで初期消火を行ったことが要因であったと思います。

消火栓の認識を新たにしたところですが、しかし、村の管理している住宅団地には消火栓はありません。

特に住宅団地は住宅が密集しており、万一火災になれば大きな被害が予想されます。

「備えあれば憂いなし」の格言もあり、住民の貴重な財産の消滅は、村としても大きな損失になると考えますが、消火栓の設置についての考えを伺います。

村長

消火栓については、現在村内で五十一ヶ所設置されています。えての必要性から全村の状況を再確認し、平成十七年度優先度を勘案し、設置を検討したいと思いますので、ご理解願います。

しかし、近年公営住宅や民間住宅の建設に伴い火災に備

白石議員

二、オフトークによる放送内容について

オフトーク放送では、プライバシーとの関連から該当者の氏名を放送していませんが、先日の火災放送で「本目地区住宅で火災」とのみ放送され、多くの人が本目団地と思いつき、そちらに向かったり、消防団員でも場所が判らず一時待機を余儀なくされた例がありました。

「放送で名前を知らせたほうが良いのでは」という声が多くありますので、今後の対応について考えを伺います。

村長

オフトークによる放送で、動するには、現場の特定ができれば支障をきたすと思われま

火災については、プライバシー保護の問題から個人名はお知らせしていません。今後については、個人名は放送しませんが、できる限り

各町村の防災無線放送等でも同様です。現地を特定できるよう工夫して放送したいと思いますので、

しかし、一刻も早く消火活ご理解願います。

意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁へ提出しました。

意見案第一号

道路整備に関する意見書

提出者 島牧村議会議員

中田 仁 史

道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものである。

しかしながら、広大な面積を有し、都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道の道路整備は、受益者負担という制度趣旨にのっとり、着実に行われているものの、いまだ十分とはいえず、北海道各地域の活力ある地域づくりや安全で快適な生活環境づくりを支援する上で、より一層重要となっている。特に高規格幹線道路のネット

トワーク形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保、さらには我が国における安定した食糧供給基地・観光資源の提供の場として、その役割をしっかりと担うための最重要課題である。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、引き続き計画的かつ早期に整備が図られるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

一、活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものとし、「社会資本整備重点計画」に基づき、道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。
二、国及び地域の社会・経済活動の発展を支えるため、国土の根幹的な施設である高速自動車国道については、料金収入を最大限に活用し

た有料道路方式とこれを補完する新直轄方式により着実に事業を推進すること。特に本道の高速道路ネットワークの早期形成を図ること。

三、受益者負担という制度趣旨にのっとり、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

【提出先】

衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、総務大臣
財務大臣、国土交通大臣

意見案第二号

郵政民営化反対に関する意見書

提出者 島牧村議会議員

白石 一 男

率化を求めて平成十九年四月から段階的に民営化することとしております。

この九月にも経済財政諮問会議の最終報告が出されようとしていますが、報道等を見る限りにおいて、会議の民営化を前提とした議論の終始に大きな疑問を感じており、会議では、民間ネットワークの充実に挙げ、郵便局ネットワークが急速に劣化しているとの前提で民営化の実現を急務と位置づけています。

しかし、郵政事業は全国二万四千七百のネットワークを通じ三事業を中心に全国に広くユニバーサルサービスを提

供しており、地域においても行政の支援施策（ワンストップ行政サービス）を実施するほか、安心安全な村づくりに貢献し、地域住民の交流の場としても活用され、高齢化社会を迎えて郵便局の存在が益々重要になっております。

また、中央省庁等改革基本法に基づいて設立された日本郵政公社が発足して一年余の経過で「よりよい公社を期待」している地域住民はその成果を見定めることもできず、さらに国民の七割以上が公社形

態の維持を望んでいる中において競争原理に基づいた郵政事業の民営化が行われ、採算性重視となれば島牧村の過疎地域にあっては不採算地域として郵便局の統合・廃止も想定され、ユニバーサルサービスの継続的な維持が困難になるなど地域住民の生活に大きく影響し、地域の衰退に繋がることが危惧されます。

郵政事業が果たしている公的・社会的役割の重要性に鑑み、地域利用者の要請を踏まえ、三事業一体の国営公社としての機能充実に強く要望し、民営化には反対するものであります。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

【提出先】

衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣



意見案第三号

ウイルス性肝炎対策を求め
る意見書

提出者 島牧村議会議員

長 尾 文 裕

わが国の肝炎ウイルスキャリア（持続感染者）は、B型肝炎で四百四十万人以上、C型肝炎で二百万人以上と推測され、急増する肝がんの予防対策は急務となっています。

肝硬変・肝がんの死亡数は、年間四万五千人を超え、その九十五％はB型とC型肝炎ウイルスだと言われています。

特に、肝がんの八十％を占めるC型肝炎は自覚症状がないために、感染に気づかないで生活している人も多く、発見された時は手遅れになるケースも少なくありません。

北海道においては、これまで特定疾患研究事業の一環として難治性肝炎（ウイルス性肝炎）を特定疾患として認定し、北海道の単独事業として三十年にわたって医療費助成が行われてきました。この制度により多くの肝炎患者が充分な治療が受けられる全国に誇るべき施策であり、道内はもちろん全国の肝炎患者の希

望の灯となっています。

しかるに、道は平成十年来ウイルス性肝炎の特定疾患の認定基準を改定し、多数の肝炎患者認定打ち切りに続き、難治性肝炎（ウイルス性肝炎）を特定疾患として認定することの廃止の方向で検討が進んでいると聞いています。

特定疾患認定が打ち切られることにより、多くのウイルス性肝炎患者、家族の療養生活に与える打撃は大きいものと考えられます。

よって、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望するものです。

一、北海道知事、北海道議会は難治性肝炎（ウイルス性肝炎）を特定疾患と認め、事業の継続をすること。

二、国に対して、難治性肝炎（ウイルス性肝炎）に対する抜本的な施策を講ずるよう要望、意見書を提出すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

【提出先】

北海道知事

北海道議会議長



(平成16年8月1日)
(平成16年10月21日)

〔8 月〕

- 3日 平成15年度決算監査現地調査
- 4日 平成15年度決算監査書類調査
- 24日 例月出納検査

〔9 月〕

- 3日 後志管内町村議会議員研修会
(仁木町 議長他)
- 8日 議会運営委員会
産業建設常任委員会所管事務調査
- 9日 納税表彰式 (役場大会議室 議長)

- 10日 敬老会 (生活改善センター 副議長)
- 13日 定例議会招集告示、議案発送
- 14日 例月出納検査
- 16日 第3回村議会定例会
- 27日 秋の交通安全運動街頭啓発
国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成
会要望会 (小樽市、札幌市 議長)

〔10 月〕

- 6日 総務社会常任委員会所管事務調査
- 13～15日 南部後志町村議会正副議長会道内視察
(増毛町 正副議長)
- 14日 例月出納検査
- 21日 決算審査特別委員会

議会を傍聴しましょう

手続きは議場の
受付簿に記入するだけです



▽議会広報「かりば一〇九号」をお届けします。
本号では、九月十六日に開催された第三回定例会の審議内容、一般質問を中心に編集しました。
ご覧になって、村の方針や議会活動に理解を深めていただきたいと思います。
▽夏場の猛暑が嘘のような冷え込みが続く、高地では初冠雪の便りが聞かれます。
季節の変わり目の風邪は、ちょっとした油断から思わぬ重症になることが多いといわれます。体調管理には十分に注意しましょう。

編集を
おえて